# 住民税申告・確定申告はお早めに

住民税（市民税・道民税）申告と確定申告は、住民税額や森林環境税額、所得税額、国民健康保険税額などの決定に影響する大切な手続きです。忘れずに申告しましょう。

問合せ　住民税申告と市内の申告会場について…市役所税務課（☎372-3311・内線3703）
確定申告について…札幌南税務署（☎555-3900）

## 住民税申告とは

住民税額の決定のため、所得金額や各種控除額を1月1日現在の住所地の市町村に申告します。令和8年1月1日現在で市内に住んでいた方は、原則として申告が必要です。ただし、確定申告を行う方や、次のいずれかに該当する方は不要です。

●給与所得のみで、勤務先から北広島市に給与支払報告書が提出されている
●公的年金等の所得のみで、年金保険者から北広島市に公的年金等支払報告書が提出されている
＊右記に該当する方でも、扶養や社会保険料などの各種控除を受ける場合は、申告が必要です。
＊無収入、非課税収入（遺族年金・障害年金など）のみの方でも、国民健康保険税などの適正な算定のために申告が必要な場合があります。

令和7年度の税制改正で所得税の基礎控除は増額されましたが、住民税の基礎控除は据え置きのため、所得税は非課税でも住民税が課税されることがあります。

| 例 | | いずれも非課税（所得42万円以下） | 住民税のみ課税（所得42万円超～95万円） | いずれも課税（所得95万円超） |
|---|---|---|---|---|
| 給与収入のみ | | 107万円以下 | 107万円超～160万円 | 160万円超 |
| 公的年金収入のみ | 65歳未満 | 102万円以下 | 102万円超～163.3万円 | 163.3万円超 |
| | 65歳以上 | 152万円以下 | 152万円超～205万円 | 205万円超 |

## 確定申告とは

1月1日から12月31日までに得た所得金額と、これに対する各種控除額を基に所得税額を計算し、源泉徴収税額などとの過不足を精算する手続きです。所得税の還付を受ける場合も申告が必要になります。札幌南税務署が提出先です。

## 確定申告が必要な方

◆給与所得がある方
●給与収入金額が2千万円を超えている
●給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を超えている
●給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、20万円を越えている
●扶養や社会保険料などの控除を追加・変更する、医療費などの各種控除を受けるなど、給与の年末調整の内容に変更がある

◆公的年金等の所得がある方
公的年金等の所得金額から所得控除額を差し引いて残額がある方は、申告が必要です。
＊公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。

◆給与所得や公的年金等以外の所得がある方
事業所得、不動産所得などの合計から所得控除額を差し引きます。その額に税率をかけて算出した税額から配当控除額を差し引き、残額のある方は確定申告が必要です。

## 申告書の配布

1月5日(月)から配布する予定です。郵送依頼は受け付けません。

**配布場所**　市役所税務課と各出張所、団地住民センター連絡所

### 混雑を避け自宅で申告を

パソコンやスマートフォンで申告できます。

**住民税申告（令和7年分から）**
地方税共同機構ホームページを利用したeLTax（エルタックス）

**確定申告**
国税庁ホームページを利用したe-Tax（イータックス）

## 申告の日時・会場

### 市内での申告　確定申告・住民税申告

**期間**　２月10日㈫～３月13日㈮
**時間**　●市役所＝９時～16時
●市役所以外＝９時30分～16時
＊11時30分～13時は受け付けを休みます。

| 会場 | 日程 |
|---|---|
| 市役所１階多目的室 | ２月10日㈫・12日㈭・13日㈮・16日㈪・17日㈫・24日㈫ |
| | ３月２日㈪・３日㈫・９日㈪～11日㈬ |
| | **申告日を予約できます**<br>**定員**　各日午後、先着40人<br>**申込方法**　２月10日８時30分から各受付日の２日前までに市ホームページか二次元コードから |
| 夢プラザ | ２月18日㈬～20日㈮ |
| 西の里会館 | ２月25日㈬・26日㈭ |
| 農民研修センター | ２月27日㈮ |
| 団地住民センター | ３月４日㈬～６日㈮ |
| 大曲会館 | ３月12日㈭・13日㈮ |

●受付番号札は受付開始時間の１時間前から配布します。配布開始時に多くの方が来場した場合は抽選で受付番号を決定します。配布前の長時間の待機は控えてください。
●各会場の初日や休日明けは、大変混雑します。
●初年度の住宅借入金等特別控除、雑損控除、土地建物・株式の譲渡所得などの申告や相談は札幌南税務署で受け付けます。
●営業・不動産所得などの収支内訳書の作成や相談は行いません。事前に作成して来てください。

＊市内にお住まいで住民登録のある方が対象です。
＊期間中、会場以外での申告書作成はできません。
＊１日当たりの受付上限人数は電子予約枠を含めて180人（農民研修センターは140人）です。

受付番号ごとに時間を指定して会場に案内します。自家用車や自宅で待機するなど、待合室の混雑防止にご協力をお願いします。

### 税務署での申告　確定申告

**期間**　２月16日㈪～３月16日㈪（土・日曜、祝日を除く）
**時間**　９時～16時
**会場**　札幌南税務署３階事務室（札幌市豊平区月寒東１条５丁目3-4・☎555-3900）

日曜日に申告できます
**３月１日㈰**

入場整理券（国税庁公式LINEアカウントで事前発行か会場で当日配布）が必要です。
詳しくは国税庁ホームページをご覧になるか、札幌南税務署へ問い合わせてください。

## 申告に必要な書類など

| | | 必要書類など |
|---|---|---|
| 全員必要 | 収入確認のため | ●源泉徴収票の原本や収支内訳書、個人年金の支払調書など |
| | マイナンバーの記載 | ●申告者のマイナンバーカード（個人番号カード）などの番号確認書類と本人確認書類（運転免許証など）<br>●配偶者（特別）控除・扶養控除の対象となる方のマイナンバー |
| 申告内容により必要 | 社会保険料控除 | ●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書や領収書<br>＊源泉徴収票に記載されている場合は不要です。 |
| | 生命保険料控除 | ●生命保険料の控除証明書 |
| | 地震保険料控除 | ●地震保険料の控除証明書 |
| | 配偶者控除・配偶者特別控除 | ●配偶者の源泉徴収票など |
| | 特定親族特別控除（新設） | ●特定親族（居住者と生計を一にする19～22歳の親族。配偶者・青色事業専従などを除く）の源泉徴収票など |
| | 障害者控除 | ●障害者手帳や療育手帳など<br>●障害者控除対象者認定書（介護保険の要介護認定者のうち、対象となる方） |
| | 医療費控除 | ●医療費控除の明細書<br>医療機関から交付される医療費明細書（点数が書かれた書類）ではありません<br>＊医療を受けた方の氏名と支払先の名称ごとに１年間の医療費の金額を自分でまとめた書類でも可能です。<br>＊医療費の領収書の提出は不要ですが、５年間の保管義務があります。<br>＊過年分の申告に追加する場合は、医療費の領収書も必要です。 |
| | 寄附金控除 | ●寄付した先からの領収書などか、寄附金控除に関する証明書<br>＊特定事業者経由でふるさと納税をした場合、特定事業者が発行する証明書で申告することができます。 |
| | 住宅借入金等特別控除 | ●年末残高等証明書<br>●住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除証明書 |
| | 税金が還付になる方 | ●銀行などの口座情報（申告者本人名義のもの） |

### 初年度の住宅借入金等特別控除の申告

以下の日程のみ、税務課で受け付けます。
**対象**　令和７年中に入居した方
**日時**　１月27日㈫～２月４日㈬
９時～17時（土・日曜を除く）
**定員**　各日５組
**申込方法**　１月５日９時～16日17時に市ホームページか二次元コードから申し込み